

京都市告示第 48 号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成16年1月13日付けで認可した勸修寺労住自治会の主たる事務所の所在地及び代表者変更の届出、平成20年5月14日付けで認可した前川町協和会の代表者変更の届出、平成13年7月5日付けで認可した大下津町自治会の代表者変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年4月23日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 主たる事務所の所在地

	変更前	変更後
勸修寺労住自治会	京都市山科区勸修寺柴山 8番地の5	京都市山科区勸修寺堂田 80番地の15

2 代表者の氏名

	変更前	変更後
勸修寺労住自治会	青山 重二	中 信子
前川町協和会	平塚 昭馬	島田 佳和
大下津町自治会	鴫田 勝一	佐々木 哲也

3 代表者の住所

	変更前	変更後
勸修寺労住自治会	京都市山科区勸修寺柴山 8番地の5	京都市山科区勸修寺堂田 80番地の15
前川町協和会	京都市伏見区竹田中内畑 町133番地	京都市伏見区竹田中内畑 町71番地
大下津町自治会	京都市伏見区淀大下津町 14番地の17	京都市伏見区淀大下津町 4番地の27

(文化市民局地域自治推進室)